

令和7年3月31日樹立

## 高知市森林整備計画

自 令和 7年 4月 1日  
計画期間  
至 令和17年 3月31日

高 知 県

高 知 市

N

4

市町村位置図



(凡 例)

森林計画区界

市町村界

民有林



## 目 次

ページ

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5 その他必要な事項	7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2 保育の種類別の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	10
3 その他必要な事項	10
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	11
5 その他必要な事項	11
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4 その他必要な事項	11
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	12
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3 作業路網の整備に関する事項	12
4 その他必要な事項	13

第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 3
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 3
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 5
 III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 6
2 その他必要な事項	1 6
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	1 6
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 7
3 林野火災の予防の方法	1 7
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 7
5 その他必要な事項	1 7
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	1 8
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	1 8
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 8
4 その他必要な事項	1 8
 V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	1 9
2 生活環境の整備に関する事項	1 9
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 9
4 森林の総合利用の推進に関する事項	2 0
5 住民参加による森林の整備に関する事項	2 0
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 0
7 その他必要な事項	2 0
○公益的機能別施業森林	2 1
別表1	
別表2	
○松くい虫の被害対策事業量（計画）	2 5
別紙1	
○カシノナガキクイムシ被害対策事業を実施する林分	2 5
別紙2	
○参考資料	

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市総面積30,900haのうち、民有林面積は16,902haで、国有林166haを含めると本市の55%を森林が占めています。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

さらに、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の吸收・貯蔵の機能等森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。

この貴重な森林資源の本市の現況をみると、戦後嘗々と続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は7,927haで、人工林率は47%となっており、豊富な森林資源が形成されています。これらの人工林のうち50年生を超えるスギ、ヒノキの割合は86%を超えており、この成熟した森林資源を有効活用する時期が到来しています。また、環境保全・地球温暖化防止等の観点からも、森林資源の活用が見直され、森林資源の需要が徐々に高まってきています。

しかしながら、材価や林業採算性だけでなく、所有者不明森林の増加や相続などの問題により、山主による間伐などの適正な森林施業が実施されず、林業生産活動が長年停滞している森林も見受けられ、こういった森林では、水源かん養機能や国土保全機能といった森林が持つ公益的機能の維持が課題となっています。さらに、里山を中心として人工林や農地へ竹の侵入が問題となっています。

このような状況から、今後の森林施策では、間伐や作業道整備といった森林整備をこれまで以上に積極的に実施するべく、新たに創設された森林環境譲与税も活用することで、施策を拡充していくとともに、森林所有者自らが経営管理を行うことが困難な森林についても、森林経営管理制度に基づき森林整備の推進を図る必要があります。

これらの施策展開による森林整備を着実に実施するとともに、成熟した森林資源については、木材としての利用はもとより、木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、森林資源の有効活用及び素材生産量の増加に向けて取り組む必要があります。

また、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況及び立地条件等を踏まえながら、地域に適した多様な樹種を導入など、水源のかん養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。

そのために、森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を推進するとともに、森林組合や民間事業体等の育成・強化、森林の機能に関する啓発活動等を通じて、森林所有者の森林整備に対する意識の向上などに取り組む必要があります。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

##### ア 水源かん養機能

下層植生の生育とともに上層樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、水源かん養機能の高度発揮に必要な適切な森林整備がされている森林

##### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生の育成とともに上層樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種が育成し、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

**オ 文化機能**

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

**カ 生物多様性保全機能**

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

**キ 木材等生産機能**

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長の良い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

**(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策**

森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備の基本的な考え方及びこれらの森林整備を推進していくために必要な森林施業の推進方策は以下のとおりとします。

**ア 水源かん養機能**

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、可能な限り縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理の推進に配慮することとします。

**イ 山地災害防止機能／土壌保全機能**

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、洪水の災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理の推進に配慮するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとします。

**ウ 快適環境形成機能**

地域の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全の推進に配慮することとします。

**エ 保健・レクリエーション機能**

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理の推進に配慮することとします。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理の推進に配慮することとします。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

現在、森の工場の承認を受けている地域や森林経営計画作成地域を中心に、林道等の基盤整備を進め、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するための機能の維持増進が図られている状態にすることとします。

注1) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

2) これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や民間事業体の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言等を行い、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めることとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用します。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

#### 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、おおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

#### 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の(1)から(5)までに留意することとします。

- (1) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に務める。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行う。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- (4) 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

- (5) 上記(1)から(4)に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を設定することとします。なお、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コウヨウザン、クヌギ、マツ等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとします。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を決定することとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
	密仕立て	3,500～4,500	
広葉樹	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
その他針葉樹	疎仕立て	1,000～2,000	

注1) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用します。

(参考) 早生樹であるコウヨウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウヨウザンに

関する技術指針（暫定版）（高知県林業振興・環境部 令和3年3月）」によります。  
イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案し、下記のとおりとします。また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコントナ苗の活用や成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

#### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮することとします。
植付けの方法	気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案し、適期に植え付けることとします。
植栽の時期	コントナ苗等を除き、原則的には乾燥時期を避け、2月中旬から4月末までに行うこととします。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植栽を行う場合、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

### 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### (1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めることとします。

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等

#### (2) 天然更新の標準的な方法

##### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとします。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めることとします。

##### 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等	6,000本／ha

##### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽かきの標準的な方法は下記のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽か

き及び植込みを行うこととします。  
天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図ることとします。
刈出し	ササなどの下層植生によって天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の育成の促進を図ることとします。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植栽を行うこととします。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すこととし、それ以外のものはかきとります。

#### ウ その他天然更新の方法

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うこととします。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとします。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、更新対象地の斜面上や周囲100m以内に母樹となり得る高木性の広葉樹林が存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くこととします。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)「人工造林の対象樹種」によることとします。

##### イ 天然更新の場合

2の(1)「天然更新の対象樹種」によることとします。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐を実施すべき標準的な林齡として間伐の回数、その実施時期及び間伐率等について次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齡(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回	3回	4回		
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齡に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。	
	中径材	3,000	15	20	30	—		
	大径材	3,000	15	20	30	50		
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	ここで、上層木とは完全に被覆された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被覆木、3優勢木とします。	
	中径材	3,000	20	30	40	—		
	大径材	3,000	20	30	40	60		
マツ	一般材	3,000	20	25	35		なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齡で示したものです。	

なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とします。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は搬出コストの削減が大きな目標であり、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔をおいて、一定の幅に含まれる立木のすべてを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列当たりの幅は、標準地調査による1ha当たりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおりとします。

##### 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数	標準的な方法	備考
下刈	スギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、6月～9月頃を目安とします。	
	ヒノキ			
つる切り	スギ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。	
	ヒノキ			
除伐	スギ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～10月頃を目安とします。	
	ヒノキ			

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、下記のとおりとします。

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりです。

##### イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、適切な保育間伐を促進し下層植生や樹木の根の発達を促進します。また、伐期の間隔の拡大とともに可能な限り伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

この場合、主伐は、標準伐採齡に10年を加えた林齡以上とし、当該森林の区域については、別表2のとおりとします。

#### 森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	コウヨウ ザン	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 域	45年	55年	45年	30年	50年	20年	25年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりとします。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地灾害危険地区等や山地灾害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地灾害防止機能／土壤保全機能が高い森林等

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象灾害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、保健文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

## イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。それぞれの森林の区域については、別表2のとおりとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	60年	80年	60年	70年	20年	30年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その区域については別表1のとおりとします。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」とし、その区域については別表1のとおりです。

この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう定めます。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように定めます。

### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林組合や民間事業体と連携をとりながら、森林経営計画の作成や、重点的・効率的に施業を行う「森の工場」といった制度の活用などについて支援します。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や民間事業体の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言、あっせんや市及び森林組合並びに民間事業体による地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めることとします。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託契約の締結に当たっては、造林・保育・伐採などの施業内容や、間伐等の施業及び施業時に必要な路網整備などの森林整備に要する費用の明確化などについて、委託者や受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意するとともに、集約化を図ることによって、施業の効率化や費用負担の軽減に努めることとします。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら適切な森林の経営管理を行うことが困難である森林については、森林経営管理制度を活用することとします。森林所有者から経営管理権が取得できた森林のうち、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定することとします。

また、林業経営に適さない森林及び経営管理実施権を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用し市町村森林経営管理事業を実施することで、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加やその他森林施業の共同化の促進に努めることとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの森林施業について、共同化を推進することとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意することとします。

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一部が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

## 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、作業道システムについては、路網密度の水準を踏まえた路網と高性能林業機械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30°~35°)	車両系	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35°~ )	架線系	5 以上	—	5 以上

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。なお、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、別紙概要図のとおりです。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るために、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とします。

#### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、次のとおりです。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		鏡柿ノ又	東谷	1 箇所 242m 3 箇所	136		①	
拡張	自動車道 (局部改良)		鏡吉原	吉原西岸	2 箇所	153		②	
拡張	自動車道 (局部改良)		鏡横矢	オオモト	2 箇所	177	○	③	
拡張	自動車道 (局部改良)		土佐山高川	正木	1 箇所	170	○	④	
拡張	自動車道 (局部改良)		土佐山東川	ヤケダキ	1 箇所	118	○	⑤	
拡張 計	自動車道 舗装 〃 局部改良				5路線 1箇所 242m 9箇所				

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日付け高知県林業改革課）に則り開設することとします。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理を行うこととします。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、林業就業者のキャリア形成支援等、林業に従事する者の養成及び確保に努めることとします。また、経営感覚に優れた林業経営体の育成に向けて、生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等の事業の合理化等による林業経営基盤の強化を一体的、総合的に促進することに努めます。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 集材 造材	吉野・仁淀川広域流域 (急・中・緩傾斜地)	チェーンソー	チェーンソー
		集材機(架線系) ワインチ付きグラップル(車両系)	集材機(架線系) ワインチ付きグラップル(車両系)
		プロセッサ	プロセッサ
造林 保育等	地拵, 植付	人力, 刈払機, チェーンソー	人力, 刈払機, チェーンソー
	下刈	刈払機	刈払機
	除間伐	チェーンソー	チェーンソー

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設に関する事項

本市には、旧高知市を中心に原木市場や製材工場がありますが減少傾向にあります。しかしながら、成熟期を迎えていいる本市の森林資源を有効活用するため、製材品の乾燥や付加価値のある木材加工への対応等に取り組み、品質・性能の確かな製材品を安定的に供給できる体制整備を促進します。

また、シキミ、サカキ、しいたけ等の特用林産物については、旧鏡村・旧土佐山村を中心に生産されており、生産者の高齢化が課題となっておりますが、今後においても品質や生産技術の向上など生産性の効率化に努めることとします。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

##### 旧高知市分

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
プレカット加工施設	仁井田	3,880m <sup>3</sup>	△1				
木材乾燥機	仁井田	2,500m <sup>3</sup>	△2				

##### 旧鏡村分

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
ほだ場施設	吉原	200 m <sup>2</sup>	△3				
菌床施設	吉原	15 t	△4				
シキミ集荷施設	今井穴川	5 t	△5				

##### 旧土佐山村分

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木工所	高川	40 m <sup>2</sup>	△6				
筍加工場	高川	963 m <sup>2</sup>	△7				
筍加工場	東川	711 m <sup>2</sup>	△8				
シキミ出荷施設	高川	55 m <sup>2</sup>	△9				
林産物集荷施設	桑尾	666 m <sup>2</sup>	△10				

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進することとします。

対象鳥獣がイノシシ、ウサギ、ニホンジカにあっては、その被害対策は人工植栽が予定されている森林について行うこととします。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行なながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を行うこととします。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
イノシシ	旧高知市全域 1～112	5,095.10
	旧鏡村全域 1～70	5,120.20
	旧土佐山村全域 1～74	5,040.98
	旧春野町全域 1～9	1,646.31
ウサギ	旧高知市全域 1～112	5,095.10
	旧鏡村全域 1～70	5,120.20
	旧土佐山村全域 1～74	5,040.98
	旧春野町全域 1～9	1,646.31
ニホンジカ	旧高知市全域 1～112	5,095.10
	旧鏡村全域 1～70	5,120.20
	旧土佐山村全域 1～74	5,040.98
	旧春野町全域 1～9	1,646.31

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置の実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県及び林業事業体等の関係者と連携して、被害の把握に努めることとします。

#### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病害虫等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ネズミを含む森林病害虫等の早期発見及び対処に努めることとします。

特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の樹幹注入等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、伐倒駆除を実施することとします。当該事業を実施する林分及び当面5年間の計画について、別紙1松くい虫の被害対策事業量（計画）のとおりとします。

さらに、全国的に爆発的な広がりを見せているカシノナガキクイムシによるナラ枯れについて、被害が見受けられ、国、県及び関係機関と調整のうえ、別紙2のカシノナガキクイムシ被害対策事業を実施する林分において、伐倒駆除等の事業を実施することとします。

なお、森林病害虫等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を実施することとします。

## (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、行政機関及び林業事業体等の連携による被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに協力することとします。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

また、シカ等による獣害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応することとします。特にシカに対しては、防護柵の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進することとします。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線、防火樹帯等の設置等を促進するとともに、森林施業を行う事業体等に対し呼びかけを行う等、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

## 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐこととします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び高知市火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うこととします。

## 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし

### (2) その他

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとします。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

###### (2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

##### 4 その他必要な事項

特になし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成につとめることとする。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
高知市1(鏡)	鏡1~33	2,423.45
高知市2(鏡)	鏡34~70	2,696.75
高知市3(土佐山)	土佐山1~32	2,342.73
高知市4(土佐山)	土佐山33~58	1,724.14
高知市5(土佐山)	土佐山59~74	974.11
高知市6(高知)	高知89~99	809.18
高知市7(高知)	高知49~88	1,770.66
高知市8(高知)	高知31~48	947.93
高知市9(高知)	高知1~30, 100~112	1,567.33
高知市10(春野)	春野1~9	1,646.31

### 2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めることとします。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
—	—	—	—	—

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備や森林資源の活用を通じて、森林所有者の所得向上、雇用の確保、定住の促進、地域間交流の促進が図られるよう、搬出間伐を中心とする施業の実施、木材の利用促進、木質バイオマスエネルギーへの転換、景観などの環境に配慮した森林の整備等に取り組みます。

また、市有林における環境先進企業との協働の森づくり事業を今後も継続することにより、森林の整備のみならず地域と企業のつながりを深めることによる地域振興の推進を図ります。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

### 森林の総合利用施設の整備計画

旧鏡村分

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
不動の森	梅ノ木	15 ha	梅ノ木	15 ha	▽1
平家の滝（市民の森）	横矢	15 ha	横矢	15 ha	▽2
樽の滝	今井	10 ha	今井	10 ha	▽3
焼野（市民の森）	横矢	44 ha	横矢	44 ha	▽4

旧土佐山村分

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
工石山 (県民の森・市民の森)	高川	90 ha	高川	90 ha	▽5
後口山	高川・桑尾	5.13 ha	高川・桑尾	5.13 ha	▽6

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能や森林の現況等に関する情報提供や、木との触れ合いによる体験等を行う事業に対し助成を行うことで、住民等の森林及び林業に対する理解と関心を深めるための取り組みを推進することとします。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者が自ら林業事業体に施業の委託等による森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から市が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定する。なお、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林について、集積計画をたてない場合は、森林所有者と森林整備に関する協定を締結し、保育間伐等を実施することとする。

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令等において施業に制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を実施することとします。また、国土保全の観点から森林として管理する土地、環境の保全等の観点から保全すべき森林については、それぞれ適切な施業による管理に努めるものとします。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、高知市長が指定する規制区域の森林の土地においては、盛土等に伴う災害を防止するため、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

市有林については、今後においても適切な森林整備を実施することで、森林の持つ二酸化炭素吸収や水源かん養、防災機能など公益的機能の維持増進を図るとともに、成熟した森林資源の利活用を推進します。

○公益的機能別施業森林の区域

旧高知市分

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧高知市全域 1～112	5,095.10
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1（うち潮害防備保安林）	9.17
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	98	159.42
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	特になし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	旧高知市全域 1～112	5085.93
長伐期施業を推進すべき森林	1（うち潮害防備保安林）	9.17
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	特になし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特になし	

旧鏡村分

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧鏡村全域 1～70	5,120.20
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8, 9, 11, 13, 15～27, 39～43, 45～49, 60, 61, 65, 68	2,635.84
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	13, 15～17, 19～27, 40～43, 46～49	1,685.04

【別表2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	旧鏡村全域 1～70	5,120.20
長伐期施業を推進すべき森林	特になし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	特になし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特になし	

旧土佐山村分

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧土佐山村全域 1～74	5,040.98
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2～13, 18～24, 26～38, 40～48, 50, 51	3,088.06
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	6～11, 27～30, 32, 35, 36, 43, 45, 51	1,287.12

【別表2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	旧土佐山村全域 1～74	5,040.98
長伐期施業を推進すべき森林	特になし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	特になし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特になし	

旧春野町分

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧春野町全域 1～9	1,646.31
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	特になし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	旧春野町全域 1～9	1,646.31
長伐期施業を推進すべき森林	特になし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	特になし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特になし	

【別紙1】

松くい虫の被害対策事業量（計画）（令和7年度～令和11年度）

旧高知市分

区分	年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	対象区域（林小班）
駆除措置	伐倒駆除 (m <sup>3</sup> )	10	10	10	10	10	1 - 4, 1 - 5, 109 - 1
	計	10	10	10	10	10	
予防措置	地上散布 (ha)						
	樹幹注入 (ha)	2	10	7	1	7	1 - 4, 1 - 5, 109 - 1
	計	2	10	7	1	7	

注) 面積については、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入し、整数止とする。材積は立法メートル単位とし、立法メートル未満は四捨五入し、整数止とする。

【別紙2】

ナラ枯れの被害対策事業量（計画）（令和7年度～令和11年度）

区分	年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	対象区域（林班）
駆除措置	伐倒駆除 (m <sup>3</sup> )	10	10	10	10	10	旧高知市全域 1～112
	立木燻蒸 (m <sup>3</sup> )						旧鏡村全域 1～70
	伐倒燻蒸 (m <sup>3</sup> )	10	10	10	10	10	旧土佐山村全域 1～74
	計	20	20	20	20	20	旧春野町全域 1～9

注) 材積は立法メートル単位とし、立法メートル未満は四捨五入し、整数止とする。